

議案第10号

入間市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

条例 別記のとおり

令和2年2月18日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めたいので、この案を提出するものである。

入間市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。